

## 静岡市中山間地域移住報奨金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、中山間地域への移住及び定住を促進することにより、中山間地域のコミュニティの維持及び活性化を図るため、中山間地域に移住した者に対して、予算の範囲内において報奨金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 別表第1に掲げる区域をいう。
- (2) 対象住宅 中山間地域に所在する住宅であつて、静岡市中山間地域空き家情報バンク実施要綱（平成23年8月15日施行。以下「空き家要綱」という。）第4条第2項の規定により中山間地域空き家情報バンクに登録されているものをいう。

### (交付対象者)

第3条 報奨金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす世帯の世帯主とする。

- (1) 世帯の構成員が、対象住宅の所有者から空き家要綱第8条第3項の規定による協議に応じる旨の通知を受けていること。
- (2) 世帯の構成員が、前号に規定する通知に係る対象住宅を譲り受け、又は借り受ける契約を平成27年4月1日以後に締結していること。
- (3) 世帯の構成員全員が、中山間地域以外の区域から前号に規定する契約に係る対象住宅に平成27年4月1日以後に移住し、かつ、当該対象住宅に6月以上居住していること。
- (4) 世帯の構成員全員が、現に納付すべき固定資産税又は市民税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく報奨金の交付を受けた世帯であると市長が認める世帯の世帯主は、報奨金の交付の対象としない。

### (報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、別表第2に掲げる世帯の区分に応じ、同表に定める額とする。

### (交付の申請)

第5条 報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中山間地域移住報奨金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第2号に規定する契約に係る契約書の写し
- (2) 対象住宅に移住した世帯の構成員全員が記載されている住民票の写し

(3) 対象住宅に移住した世帯の構成員全員の固定資産税及び市民税の納税証明書  
(報奨金の額の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、報奨金の交付を決定したときは、中山間地域移住報奨金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 この要綱に基づく報奨金の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 対象住宅の所在する地域の町内会、自治会その他の地縁による団体に加入する等、地域住民と協調した生活をするよう努めること。
- (2) 市が中山間地域において実施する施策に協力するよう努めること。
- (3) 報奨金の交付後5年間は、当該報奨金に係る対象住宅に居住するとともに、中山間地域における受領者の生活の状況等について、インターネットその他の方法により月1回程度発信すること。
- (4) 第10条の規定による報告の求めがあったときは、可能な限りこれに協力すること。
- (5) 転居し、又は受領者の属する世帯の構成員の変更があったときは、速やかに市長にその旨を報告すること。

(報奨金の返還)

第9条 市長は、受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受領者に対し、報奨金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき。
- (2) 前条の規定に違反したと認めるとき。

(報告の求め)

第10条 市長は、中山間地域における受領者の生活の状況その他の中山間地域への移住及び定住の促進に必要な事項について、受領者に対し報告を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区名	対象地域	対象地域に含まれる町名
葵区	井川	口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代及び小河内
	梅ヶ島	入島及び梅ヶ島
	大河内	相淵、蕨野、横山、平野、中平、渡及び有東木
	玉川	中沢、桂山、落合、森腰、長熊、奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣、内匠、腰越、横沢及び大沢
	大川	坂ノ上、栃沢、日向、湯ノ島、諸子沢、檜尾、大間、崩野及び八草
	清沢	赤沢、寺島、鍵穴、坂本、小島、昼居渡、相俣、黒俣及び杉尾
清水区	両河内	大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布沢及び和田島

別表第2（第4条関係）

世帯	報償金の額
構成員が1人である世帯	200,000円
構成員が2人以上である世帯	400,000円。ただし、当該世帯の構成員に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「子ども」という。）がいる場合にあつては、400,000円に子ども1人につき200,000円を加算して得た額とし、1,000,000円を限度とする。

様式第1号（第5条関係）

（表面）

中山間地域移住報奨金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所  
申請者 氏名 ⑩  
電話

報奨金の交付を受けたいので、静岡市中山間地域移住報奨金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 申請者の属する世帯の世帯員

続柄	氏名	生年月日
世帯主		

備考 必要に応じて、行を追加してください。

3 添付書類及び同意事項

- (1) 要綱第3条第2号に規定する契約に係る契約書の写し
- (2) 世帯の構成員全員が記載されている住民票
- (3) 世帯の構成員全員の固定資産税及び市民税の納税証明書

（裏面に続きます。）

(裏面)

(同意)

私は、報奨金の交付を受けるに当たり、静岡市中山間地空き家情報バンク実施要綱第8条第3項の規定により、対象住宅の所有者から協議に応じる旨の通知を受けたことを静岡市が確認することについて同意します。

通知を受けた者の氏名

㊞

備考

- (1) 「対象住宅」とは、静岡市中山間地域移住報奨金交付要綱第2条第2号に規定する対象住宅をいいます。
- (2) この同意をしない場合は、対象住宅の所有者から協議に応じる旨の通知を受けたことを確認することができる書類を添付してください。

#### 4 その他

静岡市は、報奨金の交付を受けた方に対して、中山間地域における生活の状況その他の中山間地域への移住及び定住の促進に必要な事項について、報告を求めることができます。当該報告を求めるに当たり、この申請書に記載されている住所及び氏名を静岡市が利用することについて同意する場合は、以下の同意欄に記名押印をお願いします。

私は、報奨金の交付を受けたときは、静岡市中山間地域移住報奨金交付要綱第9条の規定による報告の求めの際に、この申請書に記載した住所及び氏名に関する情報を利用することについて同意します。

申請者 氏名

㊞

備考 この同意をしない場合であっても、報奨金の交付の要件を満たしていれば、報奨金の交付を受けることができます。

様式第2号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中山間地域移住報奨金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった報奨金の交付については、静岡市中山間地域移住報奨金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 遵守事項

- (1) 対象住宅の所在する地域の町内会、自治会その他の地縁による団体に加入する等、地域住民と協調した生活をするよう努めること。
- (2) 市が中山間地域において実施する施策に協力するよう努めること。
- (3) 報奨金の交付後5年間は、当該報償金に係る対象住宅に居住するとともに、中山間地域における受領者の生活の状況等について、インターネットその他の方法により月1回程度発信すること。
- (4) 第10条の規定による報告の求めがあったときは、可能な限りこれに協力すること。
- (5) 転居し、又は受領者の属する世帯の構成員の変更があったときは、速やかに市長にその旨を報告すること。